

江蘇省特許促進条例

2009年10月1日施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

上海事務所 知識産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

江蘇省特許促進条例

(2009年5月20日江蘇省第十一回人民代表大会常務委員会第九次会議採択)

第一章 総則

第一条 発明創造を奨励かつ保護し、自主知的財産権を育成し、イノベーション型省の構築を推進するため、「中華人民共和国特許法」及びその他の関係法律、行政法規に基づき、本省の実情に照らし、本条例を制定する。

第二条 本省の行政区域内の特許促進業務及び関連活動は、本条例を適用する。

第三条 特許促進業務は創造奨励、効果的運用、科学的管理、合理的保護の原則に則り、本省の自主イノベーション能力の向上を促進しなければならない。

第四条 県級以上の地方人民政府は特許促進業務に対する指導を強化し、特許業務を国民経済及び社会の発展計画に組み入れ、特許業務の協調体制を確立かつ整備し、特許の創造及び運用を奨励・支援し、特許の管理及び保護を強化し、特許事業の発展を促進しなければならない。

第五条 県級以上の地方人民政府及びその関係部門は特許の宣伝教育を強化し、全社会の特許意識を向上させ、特許発展のための良好な環境の創造を促進しなければならない。

第六条 県級以上の地方人民政府において特許業務部門（以下「特許行政管理部門」という）に責任を負うのは、行政区域内の特許業務の主管部門である。

発展及び改革、経済貿易、科学技術、財政、税務、教育、公安等の部門は、各自の職責に従い、特許管理活動を共同遂行する。

第七条 各種産業協会による特許促進業務に関わる管理制度の制定、実施、同業交流、異業種間協力及び市場開拓等の活動の展開、特許の申請、保護及び応用の推進を奨励かつ支援する。

第二章 奨励措置

第八条 県級以上の地方人民政府及びその関係部門は企業、事業単位の特許業務に対する指導及びサービスを強化し、それらによる特許発展戦略の制定及び実施、特許関係規範の実現を奨励かつ支援し、自主イノベーション能力及び特許運用水準を高めなければならない。特許仲介サービス機関を育成かつ発展させ、それらによる企業、事業単位への優良、規範的な特許仲介サービスの提供を誘導しなければならない。

第九条 県級以上の地方人民政府及びその関係部門は特許情報サービスプラットフォームの構築を強化し、各種専門特許情報データベースの設立を奨励かつ支援し、特許情報の共有、開発及び利用を促進しなければならない。

第十条 県級以上の地方人民政府は特許専用資金を設立し、下記の事項に用いる。

- (一) 特許出願の助成
- (二) 特許実施の促進
- (三) 特許の宣伝及び人材育成の展開
- (四) 特許の権利保護の援助
- (五) 特許仲介サービス機関発展の援助
- (六) その他特許促進事項

特許専用資金は特定の目的のみに使用しなければならない。具体的使用、管理弁法は、県級以上の特許行政管理部門が同級の財政部門と共に制定する。

第十一条 省人民政府は特許奨を設立し、本省において実施され、良好な経済的効果及び社会的効果を生じた優秀特許事業又は特許業務の成績が際立って優秀な事業所及び個人に報奨を与える。

第十二条 県級以上の地方人民政府は自主特許技術の創造及び運用を支援しなければならない。特許専用資金は、同等条件下では、自主特許技術を含む特許実施事業を優先的に支援しなければならない。

第十三条 大学、高等専門学校、研究機関と生産企業との様々なルートや方式による提携の展開、共同研究開発及び特許技術の実施を奨励かつ支援する。

第十四条 政府の財政資金による、創業ベンチャー投資資金機関及び創業ベンチャー投資機関の手配及び設立に当たっては、特許技術産業化事業への投資にさらに注力しなければならない。

商業銀行の特許技術産業化事業に対する信用貸付投入の増加を奨励し、県級以上の地方財政の特許専用資金においては、一定の資金を特許技術産業化貸付事業の利子補給に割り当てることができる。信用保証機関の特許技術産業化事業への融資保証の優先的提供を奨励する。

第十五条 大学、高等専門学校による特許知識の教育カリキュラムへの組み入れ、知的財産専門教育機関設立等の方式を通じた、特許知識の普及、特許人材の育成を奨励する。教育等の行政主管部門はこれに支援を与えなければならない。

第十六条 企業、事業単位による特許技術の研究開発及び製品投入の増加を奨励かつ支援する。

企業が新技術、新製品、新しい生産技術の開発のため発生した研究開発費用につき課税所得額を計算するとき、未形成無形資産が当期損益に計上されている場合、規定に従い、事実に基づき控除を行った上で、研究開発費用の 50%を追加控除する。無形資産を形成している場合、無形資産原価の 150%を償却する。

第十七条 特許仲介サービス機関は特許技術移転、特許技術開発及びこれらに関連する特許技術サービス、技術コンサルタント業務に従事し、技術取引契約は現地の科学技術、特許行政管理部門が職責に従い分担して認定を行う。かつ税務機関に記録作成を届け出た場合、その取得収入は法律に基き営業税の徴収を免除できる。

特許仲介サービス機関は代理業務において、各種の国家規定費用及び国際特許規定手数料を代理徴収、代理納付し、営業税の課税営業額の計算時に法に基づき控除を行う。

第十八条 企業、事業単位及び個人が法に基づき特許権の現物出資、抵当権設定、譲渡、許可等の方式により特許実施の促進を奨励する。

特許権の現物出資は、最高で会社の登録資本金の 70%を占めることができる。特許権を譲渡又は他人に特許の実施を許可する場合、法に基づき税制優遇を享受することができる。

特許実施過程において形成された新製品は、関係規定に基づき新製品開発援助の優遇政策を享受する。

第十九条 特許権を授与された事業所が特許権を譲渡する場合、発明者又は設計者は同等条件下で優先的に譲渡を受ける権利を有する。

職務上の発明創造の発明者又は設計者に対する報奨、報酬につき、事業所は発明者又は設計者との約定がある場合はその約定に従い、約定がない場合、下記の規定に従い執行する。

(一) 特許実施により経済効果を取得した後、特許権の有効期限内において、毎年当該発明特許若しくは実用新案特許の実施による税引後利益から 5%を下回らない、又は当該意匠特許の実施による税引後利益から 5%の下回らない比率を計上し、報酬として発明者又は設計者に支払わなければならない。上記の比率を参照し、報酬を一括支払いすることもできる。

(二) 他人の特許実施を許可する場合、特許許可使用料取得後 3 ヶ月以内に税引後特許許可使用料から 20%を下回らない比率を計上し、報酬として発明者又は設計者に支払わなければならない。

(三) 特許権を譲渡する場合、特許権譲渡費取得後 3 ヶ月以内に税引後の特許権譲渡費から 20%の割合を下回らない比率を計上し、報酬として発明者又は設計者に支払わなければならない。

(四) 株式形式の採用により特許技術を現物出資し株式への転化を実施した場合、発明者、設計者は当該特許技術の現物出資時の評価金額の 20%を下回らない株式又は報酬を獲得することができる。

第二十条 関係部門は専門技術職稱の審議を行う場合、特許の発明者、設計者の関連特許を審議の根拠の一つとしなければならない。

技術進歩により重要な作用を生じさせることができ、又は著しい経済効果を取得することができる特許については、発明者、設計者の関連専門技術職稱の例外申請の根拠とすることができる。中国特許金獎、優秀獎及び省優秀特許事業獎、優秀特許発明者獎を獲得した主要発明者は、関連専門技術職稱を例外的に申請する事ができる。

第二十一条 個人の職務上以外の発明創造につき、関係部門及び事業所は特許出願、特許権の譲渡及び特許実施等の方面で支援と助力を与えなければならない。

第三章 規範的管理

第二十二条 政府の財政資金支援を申請する重要技術研究開発、技術改良、技術導入、成果の産業化等の事業は、申請者は関係事業主管部門に関連技術の特許文献検索報告を提出しなければならない。関係事業主管部門の特許行政管理

部門との共同審査により、当該事業に他人の特許権の侵害の嫌疑が存在、又は重複した研究開発に属することが発見された場合、政府の財政資金での支援を与えない。

政府の財政資金支援事業が特許を発生させうる場合、関係行政主管部門が事業担当事業所と特許目標を約定し、かつ特許取得状況を事業管理内容に組み入れなければならない。事業により発生した特許は、事業担当事業所が所有するが、事業主管部門と事業担当事業所との間に別途約定がある場合はこの限りでない。

第二十三条 次の各号に掲げる事由の一つが生じた場合、国有特許資産占有事業所は関係規定に従い特許の資産評価を行わなければならない。

(一) 特許資産を評価、現物出資して、有限責任公司又は股份有限公司を設立するとき。

(二) 外国会社、企業、その他の経済組織又は個人の特許権使用を許可するときに、市場に参照価格が存在しないとき。

(三) 再編、上場、合併、分離、清算、投資、譲渡、買収、競売、債務返済が特許資産に関連するとき。

(四) その他特許資産の評価を行う必要があるとき。

第二十四条 特許権者又は許可を受けた実施者がその製品、製品包装又は製品説明書上で特許標識を表記する場合、国家の関係規定に従い特許分類及び特許番号を明示しなければならない。

第二十五条 次の各号に掲げる事由の一つが生じた場合、関係部門又は個人は特許登記簿副本を提出しなければならない。許可を受けた実施者はさらに特許実施許可契約を提出しなければならない。

(一) 特許の製品又は技術を主要事業内容とし、政府の財政資金の支援又は政府の報奨を申請するとき。

(二) 展覧会、推薦会、交易会等の展示会活動において、出店者が製品、展示パネル又は宣伝資料上に特許標識を表記するとき。

(三) 特許標識を統一的に表記した商品をショッピングセンター、スーパーマーケット等の市場流通領域に進入させて販売する場合。

(四) 関係部門及び個人に設計、製作、広告発表を委託し、その内容が特許権に関連するとき。

(五) その他特許権の権利帰属及び特許権の法的状態の確認を必要とするとき。

特許登記簿副本が未提出の場合は、資金支援を与え、又は関連サービスを提

供してはならない。

第二十六条 特許仲介サービス機関は国家規定の資格能力を備え、かつ法に基づき登記しなければならない。

特許仲介サービス機関及びその職員は法に基づき特許仲介サービスを展開しなければならない。虚偽の検索、評価報告の発行及び不正手段による業務誘致、委託者と共謀した不当利益の取得、委託者の商業機密の漏洩等により公共の利益又は特許出願者、特許権者及びその他の事業所、個人の合法的權益を侵害する違法活動に従事してはならない。

特許行政管理部門及びその職員は特許仲介サービスに従事又は参加してはならない。

第二十七条 労働関係の終了、解除又はその他の原因により事業所を離れる人員は、事業所を離れる前に、完成済又は進行中の職務に関連する発明創造の実験材料、試験記録、見本、原型機及びその他外部に公開していない技術資料を事業所に返還しなければならない。

第二十八条 企業の技術、設備、商品等の輸出は、関連する技術分野につき、輸入側の所在国又は地区の特許文献を検索し、輸出製品の当該国又は当該地区の特許権の侵害を避けなければならない。輸入側の所在国又は地区で特許申請条件を備えている場合、先行又は同時の特許申請を奨励する。企業が権利保護を行うときは、関係行政部門が支援及びサービスを提供しなければならない。

第四章 行政保護

第二十九条 特許行政管理部門は特許法執行の協力体制を確立し、法に基づき特許紛争を処理し、特許違法行為を調査、処置し、特許権者とその他の事業所、個人の合法的權益を保護しなければならない。

第三十条 特許行政管理部門の受理した特許権利侵害紛争が新製品の製造方法に関わる特許である場合、調査において被調査者に現場実演又は其他方式によりその製造方法が特許方法と異なることを証明させることができる。

第三十一条 特許行政管理部門が特許の違法行為を調査、処置し、証拠を収集する場合、証拠消失の可能性があり又は以後の証拠取得が困難である場合、特

許行政管理部門の責任者の認可を得て、証拠につき先行登録、保存することができ、かつ 7 日以内に処置の決定を行わなければならない。登録、保存した証拠は、いかなる事業所及び個人も廃棄又は移転してはならない。

第三十二条 特許行政管理部門の受理した特許権侵害紛争案件は、被請求者が答弁期間内に当該特許権の無効宣告を請求し、かつ処理の中止を請求した場合、特許行政管理部門は処理を中止しなければならない。但し次の各号に掲げる事由の一つが生じた場合、処理を中止しなくてもよい。

(一) 被請求者が無効宣告を請求した特許権が発明特許権であるとき、又は特許再審委員会の審査により有効又は部分的有効が維持された実用新案又は意匠特許権であるとき。

(二) 特許権評価報告が、実用新案、意匠特許権が法律、行政法規の規定する特許権授与条件に適合することを認めているとき。

(三) 被請求者の提供する証拠がその使用技術又は設計が既存技術又は設計に属していることを証明するのに十分であるとき。

(四) 被請求者の特許権の無効宣告の請求が依拠する証拠又は理由が明らかに不十分であるとき。

(五) 特許権侵害の告発を受けた技術又は設計が明らかに当該特許権の保護範囲に属していないとき。

(六) 国家規定のその他の情況。

第三十三条 特許行政管理部門が特許紛争を処理する場合、必要に応じ又は当事者の請求に基づき、専門家を組織し、諮問、検証を行い又は関係部門に技術鑑定を行うことを依頼することができる。

技術鑑定を行う場合、技術鑑定費用は責任側が負担する。当事者に技術鑑定費用につき約定がある場合、その約定に従う。

第三十四条 特許行政管理部門が法に基づき特許権利侵害紛争を処理するとき、権利侵害行為の成立を認定した場合、下記の方式を採用して権利侵害行為を制止することができる。

(一) 権利侵害者が特許製品を製造し又は許可を得ずに特許方法を使用した場合、その製品製造の停止又は当該特許方法の使用の制止、専用金型及び設備の廃棄、かつ製造済の特許製品又は許可を得ずに特許方法を使用し直接獲得した製品を移転してはならず、当該製品をいかなる形式によっても市場に出荷してはならない旨を命じる。

(二) 権利侵害者の特許製品又は許可を得ずに特許方法を使用し直接獲得した

製品を販売、許諾販売した場合、法に基づき権利侵害者による販売、許諾販売の停止、かつ未販売製品のいかなる形式による移転もしてはならない旨を命ずる。

前項規定の特許製品又は許可を得ずに特許方法を使用し直接獲得した製品につき、当事者の協議を通じ合意に達した場合、合意により約定した方式に従い処置することができる。合意に達することができない場合、特許行政管理部門は権利侵害者に権利侵害製品の破棄又は分解を命ずることができる。

第三十五条 省の特許行政管理部門は特許の詐称及び特許権を故意に、繰り返し侵害した企業の調書を作成し、本省の企業信用情報システムに入力し、社会に公告しなければならない。

事業所及び個人による特許詐称行為の告発を奨励する。特許行政管理部門は速やかに調査処理し、かつ告発者の秘密を保持しなければならない。

第五章 法的責任

第三十六条 特許行政管理部門は、詐称特許標識につき、没収かつ廃棄する。特許標識が製品上に貼付、刻印又は製品上に付加されている場合、関係当事者に完全な除去を命じ、特許標識の完全な除去が困難な場合、関係当事者に製品の廃棄を命じる。

第三十七条 展覧会、推薦会、交易会等の展示会活動において、出展者に他人に特許権の侵害又は特許詐称の嫌疑があることを証明する証拠が存在する場合、特許行政管理部門は出展者に展示の撤去を命じ、法に基づき処置を与えることができる。

第三十八条 関係行政部門の職員が特許管理活動において、職権濫用、職務懈怠、汚職により、行政行為の相手側の合法的權益を侵害した場合、その所属部門又は関係主管部門が行政処分を与え、犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第六章 付則

第三十九条 本条例は 2009 年 10 月 1 日から施行する。